

◎新潟県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年1月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 中ノ沢内川線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町五十沢字後山2804番22から 同郡同町五十沢字後山2834番1まで	新	26.4～30.8メートル	12.5メートル
	旧	26.4～28.2メートル	12.5メートル